

目黒区子育て支援部指定管理者運営評価委員会要綱

制定	平成 23 年 5 月 16 日付け目子保第 1695 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日付け目子保第 1859 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日付け目子保第 587 号
改正	平成 29 年 6 月 1 日付け目子保第 1969 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日付け目子保第 9225 号
改正	令和 4 年 3 月 24 日付け目子家セ第 2107 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日付け目子家セ第 236 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日付け目子家セ第 5426 号

(主旨)

第 1 条 この要綱は、目黒区附属機関の設置に関する条例（令和 6 年 3 月目黒区条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、目黒区子育て支援部指定管理者運営評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 運営評価委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 評価方針・評価結果対応方針等の策定に関すること。
- (2) 各年度の運営状況の総括評価に関すること。
- (3) 指定管理者の継続選定（民設民営化）に関する適格性の評価に関すること。
- (4) その他、指定管理者制度に関し、委員長が必要と認めること。

(構成員)

第 3 条 運営評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 子育て支援部長
 - (2) 子育て支援部子育て支援課長
 - (3) 子育て支援部子ども家庭支援拠点整備課長
 - (4) 児童福祉に関する外部有識者 1 人
- 2 運営評価委員会には、外部有識者として以下のアドバイザーを置く。
公認会計士・税理士（経営状況に関する検証を行う。） 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該年度に係る運営評価委員会の設置の日から運営評価委員会
が終了した日までとする。

(委員長等)

第 5 条 運営評価委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長には子育て支援部
長を、副委員長には子育て支援部子育て支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 運営評価委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第7条 運営評価委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(会議の非公開)

第8条 運営評価委員会の会議は非公開とする。

(守秘義務)

第9条 運営評価委員会の委員及びアドバイザーは、評価の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(運営評価委員会の事務局)

第10条 運営評価委員会の事務局は、子育て支援部子ども家庭支援センターが担当する。

付 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。